

京都文教大学学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、仏教精神に基づく人間教育を基盤に、広い教養と専門分野の能力を身につけ心豊かな人間の世界を創りあげる有為の人材を育成するとともに、真摯なる学術研究を通して斯学の進展に寄与し、もって教育・学術の発展に貢献することを目的とする。

（点検及び評価）

第2条 前条の目的を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 点検、評価の組織及び方法については別に定める。

（授業内容及び方法の改善）

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学部、学科、設置の目的、入学定員、修業年限及び大学院

（学部、学科、設置の目的、入学定員及び収容定員）

第4条 本学に次の学部、学科を置く。

総合社会学部 総合社会学科

実践社会学科

臨床心理学部 臨床心理学科

こども教育学部 こども教育学科

2 学部、学科の設置の目的を別表第1に定める。

3 本学において設置する学部、学科の入学定員及びその収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
総合社会学部	総合社会学科	140名	3年次2名	564名
	実践社会学科	60名	—	240名
臨床心理学部	臨床心理学科	150名	3年次1名	602名
こども教育学部	こども教育学科	90名	3年次2名	364名

（修業年限及び在学期間）

第5条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。

3 編入学者の在学期間は、4年を超えて在学することはできない。

（大学院）

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

第3章 学年、学期、授業週数及び休業日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日より9月30日まで

秋学期 10月1日より翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めたときは、春・秋学期の期間を変更することができる。

(授業週数)

第9条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたり行うことを原則とする。

2 各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認める場合は、この限りでない。

(休業日)

第10条 本学の休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学園の創立記念日 5月25日

(4) 春期休業 3月1日より3月31日まで

(5) 夏期休業 8月1日より9月30日まで

(6) 冬期休業 12月24日より翌年1月10日まで

2 前項第4号乃至第6号の休業日は変更することがある。又、前項にかかわらず臨時に休業日又は授業日を定めることができる。

第4章 教育課程、履修方法及び単位の認定等

(教育課程)

第11条 本学の教育課程は、授業科目を分けて基盤教育科目、専門科目及び資格関連科目とし、別表第2の通りとする。

(履修方法)

第12条 学生は別表第2及び別に定める履修の方法にしたがって所定の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部において修得する単位数は、次の通りとする。

学部	学科	単位数
総合社会学部	総合社会学科	124 単位以上
	実践社会学科	124 単位以上
臨床心理学部	臨床心理学科	124 単位以上
こども教育学部	こども教育学科	124 単位以上

(教育職員免許に要する単位取得)

第 13 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、前条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 本学の学部において取得できる教育職員免許状は、次の通りとする。

学部	学科	取得できる教員免許状
総合社会学部	総合社会学科	中学校教諭 1 種免許状(社会)
		高等学校教諭 1 種免許状(公民)
臨床心理学部	臨床心理学科	高等学校教諭 1 種免許状(公民)
こども教育学部	こども教育学科	小学校教諭 1 種免許状
		幼稚園教諭 1 種免許状
		中学校教諭 1 種免許状(英語)
		高等学校教諭 1 種免許状(英語)

(博物館学芸員資格の取得)

第 14 条 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、第 12 条の規定によるほか、博物館法及び博物館法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

(精神保健福祉士受験資格の取得)

第 15 条 精神保健福祉士受験資格を得ようとする者は、第 12 条の規定によるほか、精神保健福祉法等に定める単位を修得しなければならない。

2 精神保健福祉士受験資格取得に必要な演習、実習科目を履修するためには本学が定める実施要件を満たさなければならない。

3 精神保健福祉士受験資格取得に必要とする演習・実習の時間数は、精神保健福祉士法に定める時間数とする。

4 精神保健福祉士受験資格取得に関する詳細は別に定める。

(保育士資格の取得)

第 16 条 保育士の資格を得ようとする者は、第 12 条の規定によるほか、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 保育士資格に関する詳細は別に定める。

(公認心理師受験資格の取得)

第 17 条 公認心理師受験資格を希望する者は、第 12 条の規定によるほか、公認心理師法が定める要件を満たさなければならない。

2 公認心理師受験資格に関する詳細は別に定める。

(単位の計算方法)

第 18 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを原則とし、授業の方法に応じ次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、教育上、特に必要があると教授会が認める場合は、単位の計算方法を変更することができる。又、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果

を評価して単位を授与することが適切と認める場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

- 3 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(単位の認定)

第19条 科目に対する単位の認定は試験による。試験は学期末又は学年末にその履修した科目について筆答・口答・論文・実技・作品提出等によって行う。

- 2 所定の授業料、教育充実費を未納のものは試験を受けることができない。ただし、特別の事由があるものについては教授会の審議を経て、学長が受験を認めることがある。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第20条 教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は外国の大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修し、又は外国の大学に留学することを認めることができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の審議を経て、学長が30単位を限度として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準<昭和31年文部科学省令第28号>第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第2項に規定する学修を、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位については、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、前条第3項の規定を準用する。

(成績)

第22条 授業科目の試験の評価は、秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀・優・良・可の場合を合格と認め、所定の単位を認定する。

第5章 入学

(入学の時期)

第23条 入学時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 24 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 25 条 本学への入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 26 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 27 条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、連帯保証人を定め、誓約書その他必要な書類及び入学金等を所定の期日までに提出し、納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(連帯保証人)

第 28 条 連帯保証人は本学が適当と認めた者とする。

2 連帯保証人は、その保証する学生の在学中本人が負担する一切の債務につき、学長が定める上限において連帯して責任を負わねばならない。

(編入学)

第 29 条 本学の第 3 年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 短期大学の課程を修了した者
 - (2) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を取得した者
 - (3) 高等専門学校、国立養護教諭養成所、及び国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
 - (4) 文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
 - (5) 学校教育法施行規則附則第 7 条に規定する者
- 2 前項の編入学志願者に対する取り扱いについては、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条及び第 45 条の規定を準用する。
- 3 前項の規定により編入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位数の取り扱い並びに

編入学後に履修すべき授業科目等については、教授会の審議を経て、学長がこれを定める。

(再入学及び転入学)

第 30 条 本学に再入学又は転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上入学を許可することができる。

2 前項の選考に合格した者の入学手続き及び入学許可については第 27 条の規定を準用する。

3 前項の規定により入学を許可された者の授業科目及び単位数の取り扱いについては前条第 3 項の規定を準用する。

第 6 章 休学・転学・留学・復学・退学・除籍及び復籍

(休学)

第 31 条 疾病その他特別の理由により 3 カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 32 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を越えることができない。

3 休学期間は、第 5 条の在学期間に算入しない。

(転学)

第 33 条 他の大学へ入学又は転学をしようとする者は、連帯保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 34 条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 4 条に定める在学期間に含めることができる。

(復学)

第 35 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 36 条 退学しようとする者は、連帯保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料、教育充実費、休学期間中の在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 5 条第 2 項及び第 3 項に定める在学期間を超えた者

(3) 第 32 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第 38 条 前条第 1 号により除籍された者が、所定の納付金を納入した場合は、教授会の審議を

経て、学長が復籍を認めることができる。

第7章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第39条 本学において、卒業の認定を受けるために必要な単位数は、必修の授業科目を含め基礎教育科目及び専門科目等より第12条第2項の通り修得しなければならない。

(卒業の認定)

第40条 本学に4年以上在学し、所定の単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 卒業認定の時期は、各学期末とする。

3 本条第1項の規定にかかわらず、臨床心理学部に3年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得した者については、教授会の審議を経て、学長が早期卒業を認定し、学士の学位を授与することができる。なお、これに関する必要な事項は別に定める。

(学位)

第41条 本学を卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

総合社会学部 総合社会学科 学士(総合社会学)

総合社会学部 実践社会学科 学士(実践社会学)

臨床心理学部 臨床心理学科 学士(臨床心理学)

こども教育学部 こども教育学科 学士(こども教育学)

第8章 研究生及び外国人留学生

(研究生)

第42条 本学において特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の審議を経て、学長は研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志望することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

5 研究生に関し必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 44 条 本学の教育課程の中 1 科目又は数科目につき履修を志願する者があるときは、相当の学力ありと認められた者に対し、教育研究に支障のない限り、教授会の審議を経て、学長がこれを許可する。

- 2 科目等履修生として履修した科目について試験の上単位を与えることができる。
- 3 この章において規定するもののほか科目等履修生について必要な事項は別に定める。

第 10 章 入学検定料・入学金・授業料・教育充実費

(入学検定料等の金額)

第 45 条 本学の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費の金額は、次のとおりとする。

入学検定料 30,000 円 追加出願料 10,000 円 (1 出願につき)

入学金 150,000 円

授業料(年額) 960,000 円

教育充実費(1 年次：年額) 300,000 円

教育充実費(2 年次以降：年額) 360,000 円

- 2 大学入試センターが実施する試験の成績のみを利用する入学者選抜の検定料は、15,000 円とする。
- 3 Web 出願による入学検定料は半額とする。
- 4 第 1 項にかかわらず京都文教短期大学及び京都文教高等学校からの入学生は入学金を免除することができる。
- 5 本学園の建学の精神に深く賛同する者で、次の各号のいずれかの要件に該当する者は、ファミリー制度の適用を受け、第 1 項にかかわらず入学金のうち、30,000 円を減免することができる。ただし、第 4 項と重複する入学生においては、第 4 項のみを優先して適用するものとする。
 - (1) 3 親等以内に本学園設置校(園)の卒業(園)生がいること
 - (2) 兄弟姉妹が本学園設置校(園)に在籍していること
- 6 入学検定料、入学金の納入時期及び方法等その他必要な事項は、別に定める。

(授業料等の納付)

第 46 条 授業料、教育充実費は、次の 2 期に分けて納入しなければならない。ただし、学長において必要と認める時はこれを分納、あるいは延納させることができる。

春学期 4 月中

秋学期 10 月中

(退学等の場合の授業料等)

第 47 条 学期の途中で退学若しくは転学した者、退学を命ぜられた者又は除籍された者の当該学期分の授業料、教育充実費は、その全額を徴収する。

- 2 停学期間中の授業料、教育充実費は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 48 条 定められた期日までに休学願を提出し休学を許可された者又は休学を命ぜられた者の

当該学期分の授業料、教育充実費を免除する。ただし、別に定める在籍料を納付しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第 49 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料、教育充実費等を徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 50 条 学年の途中で卒業する者は、卒業する学期末までの授業料、教育充実費を納入しなければならない。

(修業年限を超えて在籍する者の授業料等)

第 51 条 修業年限を超えて在籍する者の授業料等については別に定める。

(その他の納入金)

第 52 条 教育職員免許状、学芸員資格、精神保健福祉士受験資格、保育士資格及び公認心理師受験資格を取得するために必要な諸費用及び演習・実習等に係る個人的費用はその実費を徴収する。

(納付した授業料等)

第 53 条 既納の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は返還しない。ただし、入学手続き時における入学金以外の取扱いについては別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者に対して、教授会の審議を経て、学長はこれを賞することがある。

- (1) 成績特に優秀なる者
- (2) 品行方正にして他学生の模範となる者
- (3) 社会的に表彰に値する行為のあった者
- (4) 課外活動で顕著な成績をおさめた者
- (5) 学科に関わる活動で特に貢献のあった者

(懲戒)

第 55 条 本学の規則に違反し、又は学生として本分にもとる行為のあった者に対して、教授会の審議を経て、学長はこれを懲戒することがある。

2 前項の懲戒は次の 3 種とする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 4 懲戒に関する必要な事項は別に定める。

第12章 教職員組織及び職務

(教職員)

第56条 本学に次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員

- 2 学長は必要あるときは、副学長、学長補佐を置くことができる。

(教職員の職務)

第57条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。
3 教職員の職務・事務分掌については別に定める。

第13章 教授会

(教授会)

第58条 本学各学部に教授会を置く。教授会には必要ある時は、准教授及びその他必要な職員を出席させることができる。

- 2 学長は教授会を召集し、学部長がその議長となる。
3 学部長事故ある時は、あらかじめ学長が指名した者が議長となる。
4 教授会に関する事項は別に定める。

(教授会の審議事項)

第59条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
(2) 学位の授与
(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第14章 大学運営会議

(大学運営会議)

第60条 本学に大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議に関する事項は別に定める。

第15章 付属研究教育機関

(ともいき基盤教育センター)

第 61 条 本学にともいき基盤教育センターを置く。

2 ともいき基盤教育センターに関する事項は別に定める。

(ともいき研究推進センター)

第 62 条 本学にともいき研究推進センターを置く。

2 ともいき研究推進センターに関する事項は別に定める。

(産業メンタルヘルス研究所)

第 63 条 本学に産業メンタルヘルス研究所を置く。

2 産業メンタルヘルス研究所に関する事項は別に定める。

(地域協働研究教育センター)

第 64 条 本学に地域協働研究教育センターを置く。

2 地域協働研究教育センターに関する事項は別に定める。

(臨床物語学研究センター)

第 65 条 本学に臨床物語学研究センターを置く。

2 臨床物語学研究センターに関する事項は別に定める。

第 16 章 図書館

(図書館)

第 66 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する事項は別に定める。

第 17 章 生涯学習等

(生涯学習等)

第 67 条 本学は、文化の振興及び地域社会の発展に寄与するため次の事業を行う。

- (1) 公開講座
- (2) 生涯学習に資する事業

第 18 章 健康管理センター

(健康管理センター)

第 68 条 本学の教職員、学生の保健医療のため健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに関する事項は別に定める。

第 19 章 心理臨床センター

(心理臨床センター)

第 69 条 本学に心理臨床センターを置く。

2 心理臨床センターに関する事項は別に定める。

第 20 章 学生相談室

(学生相談室)

第 70 条 本学に学生相談室を置く。

2 学生相談室に関する事項は別に定める。

第 21 章 補則

(補則)

第 71 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

第 22 章 改廃手続

(改廃)

第 72 条 この学則の改廃は、教授会及び大学運営会議の審議を経て、学長の意向を受けて理事会の議決により行う。

附 則

1. 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(第 23 条第 4 号追加)
3. 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条改正、第 5 条新設、第 6 条条変更、第 7 条改正、第 8 条条変更、第 9 条及び第 10 条改正、第 11 条乃至第 23 条条変更、第 24 条及び第 25 条改正、第 26 条乃至第 30 条条変更、第 31 条改正、第 32 条条変更、第 33 条改正、第 34 条乃至第 45 条条変更、第 46 条改正、第 47 条乃至第 50 条条変更、第 51 条改正、第 52 条乃至第 56 条条変更、第 18 章第 57 条新設、第 19 章第 58 条及び第 20 章第 59 条章条変更)
4. 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 46 条に規定する修業年限を越えて在籍する者の授業料等については、平成 12 年度在籍者より適用する。(第 7 条改正、第 10 条及び第 11 条別表第 1 改正、第 13 条新設、第 14 条乃至第 45 条条変更、第 34 条改正、第 41 条改正、第 46 条新設、第 47 条乃至第 61 条条変更)

5. 本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条改正、第 10 条別表第 1 改正、第 62 条改正、第 19 章第 60 条新設、第 20 章第 61 条及び第 21 章第 62 条章条変更)

なお、平成 8 年度から平成 13 年度の入学定員及び収容定員は次のとおりであった。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人間学部	文化人類学科	120 名	3 年次 20 名	520 名
	臨床心理学科	120 名	3 年次 20 名	520 名

6. 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 14 年度以前の入学生及び平成 16 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適応する。(第 11 条別表第 1 改正、第 14 条新設、第 15 条乃至第 34 条条変更、第 35

条改正、第 36 条乃至第 63 条条変更)

7. 本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 15 年度以前の入学生及び平成 17 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適応する。(第 1 条改正、第 3 条改正、第 9 条改正、第 10 条別表第 1 改正、第 11 条改正、第 12 条改正、第 35 条改正、第 37 条改正、第 48 条改正、第 54 条改正)

8. 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 16 年度以前の入学生及び平成 19 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適用する。(第 10 条別表第 1 改正)

9. 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 17 年度以前の入学生及び平成 19 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適用する。(第 10 条別表第 1 及び第 21 条第 5 号改正)

10. 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 18 年度以前の入学生及び平成 21 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適用する。(第 10 条別表第 1、第 29 条、第 50 条、第 52 条、第 54 条改正)

11. 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。(第 3 条新設、第 2 章第 4 条改正及び別表第 1 新設、第 5 条乃至第 10 条条変更、第 11 条改正及び別表第 2 改正及び別表名変更、第 12 条改正、第 13 条条変更、第 14 条改正、第 15 条改正、第 16 条乃至第 26 条条変更、第 27 条改正、第 28 条改正、第 29 条条変更、第 30 条改正、第 31 条乃至第 33 条条変更、第 34 条改正、第 35 条条変更、第 36 条改正、第 37 条条変更、第 38 条改正、第 39 条乃至第 41 条条変更、第 42 条改正、第 43 条乃至第 49 条条変更、第 50 条改正、第 51 条乃至第 54 条条変更、第 55 条第 56 条改正、第 14 章第 57 条新設、第 15 章第 58 条改正、第 59 条新設、第 16 章第 60 条乃至第 21 章第 65 条条変更、第 22 章第 66 条改正)

ただし、平成 19 年度以前の間人文学部文化人類学科入学生並びに人間学部現代社会学科入学生、平成 21 年度以前の間人文学部文化人類学科編入学生並びに人間学部現代社会学科編入学生の教育課程については旧学則を適用する。(第 11 条別表第 2 改正)

12. 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 20 年度以前の入学生及び平成 22 年度以前の編入学生については旧学則を適用する。(第 4 条、第 11 条別表第 2、第 20 条、第 27 条改正)

なお、平成 20 年度の入学定員及び収容定員は次のとおりであった。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人間学部	文化人類学科	120 名	3 年次 20 名	520 名
	現代社会学科	80 名	3 年次 5 名	330 名
臨床心理学部	臨床心理学科	200 名	3 年次 20 名	840 名

13. 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2 及び第 22 条改正)

14. 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2 改正)

15. 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 4 条別表第 1、第 11 条別表第 2 改正、第 13 条、第 15 条改正、第 16 条新設、第 17 条、第 39 条、第 50 条改正、第 16 条乃至第 66 条条変更)

ただし、平成 23 年度以前の間人文学部入学生、平成 25 年度以前の間人文学部編入学生について旧学則を適用する。

ただし、平成 23 年度以前の臨床心理学部臨床心理学科入学生、平成 25 年度以前の臨床心理学部臨床心理学科編入学生の教育課程については旧学則を適用する。

16. 本学則は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。(第 43 条別表第 3 改正)

17. 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 4 条別表第 1、第 11 条別表第 2、第 13 条第 2 項、第 39 条改正)

ただし、平成 24 年度以前の入学生及び平成 26 年度以前の編入学生については旧学則を適用する。

なお、平成 21 年度から平成 24 年度の入学定員及び収容定員は次のとおりであった。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
総合社会学部	文化人類学科	80 名	3 年次 20 名	360 名
	現代社会学科	120 名	3 年次 5 名	490 名
臨床心理学部	臨床心理学科	200 名	3 年次 20 名	840 名

18. 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2 改正、第 51 条改正、第 61 条及び第 62 条新設、第 63 条乃至第 69 条条変更)ただし、平成 25 年度以前の入学生及び平成 27 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適用する。

19. 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2、第 18 条、第 19 条、第 28 条、第 6 章章名、第 31 条改正、第 34 条新設、第 35 条条変更、第 36 条、第 37 条改正、第 38 条条変更、第 39 条改正、第 40 条条変更、第 41 条改正、第 42 条条変更、第 43 条改正、第 44 条乃至第 46 条条変更、第 47 条改正、第 48 条乃至第 51 条条変更、第 52 条、第 53 条、第 54 条改正、第 55 条条変更、第 56 条、第 57 条、第 58 条改正、第 59 条乃至第 69 条条変更、第 22 章章名、第 70 条改正)

20. 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(第 15 条、第 36 条改正)

21. 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 4 条別表第 1、第 8 条、第 11 条別表第 2、第 12 条、第 13 条、第 38 条改正)ただし、平成 28 年度以前の入学生及び平成 30 年度以前の編入学生については旧学則の別表第 2 を適用する。

なお、平成 25 年度から平成 28 年度の入学定員及び収容定員は次のとおりであった。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
総合社会学部	総合社会学科	200 名	3 年次 25 名	850 名
臨床心理学部	臨床心理学科	130 名	3 年次 20 名	560 名
	教育福祉心理学科 こども教育心理専攻	50 名	—	200 名
	教育福祉心理学科 保育福祉心理専攻	40 名	—	160 名

22. 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条、第 11 条別表 2、第 12 条改正、第 17 新設、第 18 条乃至第 28 条条変更、第 29 条、第 30 条改正、第 31 条乃至第 36 条条変更、第 37 条改正、第 38 条乃至第 52 条条変更、第 53 条改正、第 54 条乃至第 60 条条変更、第 61 条改正、第 62 条乃至第 71 条条変更)

ただし、平成 29 年度以前の入学生及び平成 31 年度以前の編入学生の教育課程については旧学則を適用する。

23. 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条別表第 2、第 45 条、第 52 条改正、

第 15 章章名改正、第 61 条新設、第 62 条乃至第 72 条条変更、別表第 3 削除)

ただし、平成 30 年度以前の入学生及び令和 2 年度以前の編入学生は旧学則の別表第 2 を適用することとするが、平成 30 年度の臨床心理学部臨床心理学科入学生については、公認心理師受験資格科目のみ平成 31 年 4 月 1 日改正の別表第 2 を適用する。

なお、第 17 条及び第 52 条は平成 30 年度の入学生（編入学生を除く）から適用する。

また、第 45 条について平成 30 年度以前の入学生は旧学則を適用する。

24. 本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（第 4 条、第 4 条別表第 1、第 9 条、第 11 条、第 11 条別表第 2、第 12 条、第 13 条、第 39 条、第 41 条改正）

ただし、平成 31 年度以前の入学生及び令和 3 年度以前の編入学生については旧学則の別表第 2 を適用する。

なお、平成 29 年度から平成 31 年度の入学定員及び収容定員は次のとおりであった。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
総合社会学部	総合社会学科	200 名	3 年次 3 名	806 名
臨床心理学部	臨床心理学科	150 名	3 年次 2 名	604 名
	教育福祉心理学科 小学校教員養成コース	50 名	—	200 名
	教育福祉心理学科 保育福祉心理コース	40 名	—	160 名

25. 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（第 11 条別表第 2、第 27 条、第 28 条、第 33 条、第 36 条、第 45 条第 4 項、第 48 条、第 50 条、第 51 条、第 53 条改正）

ただし、令和 2 年度以前の入学生及び令和 4 年度以前の編入学生については旧学則の別表第 2 を適用する。第 45 条第 4 項については、令和 4 年度入学生より適用する。

26. 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（第 11 条別表第 2、第 45 条改正）

ただし、令和 3 年度以前の入学生及び令和 5 年度以前の編入学生については旧学則の別表第 2 を適用する。なお、第 45 条第 5 項については、令和 5 年度入学生より適用する。

27. 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（第 11 条別表第 2、第 12 条、第 40 条改正）

ただし、令和 4 年度以前の入学生及び令和 6 年度以前の編入学生については旧学則の別表第 2 を適用する。なお、第 40 条第 3 項については、令和 5 年度入学生より適用する。

28. 本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（第 4 条、第 4 条別表第 1、第 11 条別表第 2、第 12 条、第 13 条、第 41 条改正）

ただし、令和 5 年度以前の入学生及び令和 7 年度以前の編入学生については旧学則を適用する。

別表第1

学部学科の設置の目的

学部・学科	設置の目的
総合社会学部	<p>総合社会学部は、建学の理念を受け、仏教精神を基盤とし、ダイナミックに動く文化と社会に関わり、「共に生きる」ことによって「人間」を学び、広く社会に貢献することを理念とする。</p> <p>広い教養と専門分野の能力を身につけ、広く人間の文化と社会についての知識を深め、新たな文化創造に寄与する人間とより良き社会の実現に貢献する人材を育てることを目的とする。</p>
総合社会学科	<p>総合社会学科は、社会科学を基盤として、現代の社会現象全般について情報を収集し、分析し、行動に移すための学識及び知性を涵養し、グローバル化する現代社会の総合的理解を具え、よりよい社会の構築に貢献できる人材を養成することを目的とする。</p>
実践社会学科	<p>実践社会学科では、地域社会に顕在・潜在しているさまざまな課題にたいして、学生自らが自分事としてかかわり、そこに暮らすさまざまな背景をもった人たちやそこにかかわる行政・民間等の各種団体や組織の人たちと一緒に悩みながら知恵を出しあい、課題解決のためのプランをつくって実行し、新しい暮らしの豊かさを想像・創造していくことができる人材を育成することを目的とする。</p>
臨床心理学部	<p>臨床心理学部は、建学の理念を受け、より広い視野のもとで、人や社会との生きたかかわりを持ち、自分の生きる意味を見出し、他者を助け、みずから行動できる力を持った社会人を積極的に育成することを基本理念とする。</p>
臨床心理学科	<p>臨床心理学科は、臨床心理学的教養を生かしてさまざまな領域で活躍できる人材を養成することに教育の焦点をあてる。とりわけ、臨床心理学的な教養に裏打ちされた豊かなコミュニケーションの力の育成を重視し、多様な領域で活躍できる人材を育てていくことを目的とする。</p>
こども教育学部	<p>こども教育学部は、建学の理念を基盤に据え、小学校教員・中高（英語）教員・幼稚園教員・保育士養成課程を通して、「こどもの最善の利益」を第一に考え行動でき、保護者から信頼され、地域の課題に貢献できる教育・保育に携わる専門的な人材を養成する。とりわけ、グローバル社会に生きる地球市民としてのより広い視野のもと、必要な専門的な知識・技能を習得し、確かな使命感や責任感、教育的愛情や人間性を育み、こども一人ひとりを大切にす臨床学的な教育の視点を大切にし、教育・保育分野の専門職としての力量を、「学び続ける」ことを通して不断に向上させる力を育成する。</p>
こども教育学科	<p>こども教育学科は、小学校教員・中高（英語）教員、幼稚園教員、保育士として、保護者や地域の期待に充分に応えることができる、教育・保育専門職としての必要不可欠な資質・能力を身につけた人材の養成を目的とする。とりわけ、教育・保育の専門的職業人としての知識・技能を習得し、使命感や責任感、倫理観、教育的愛情や意欲を育み、教育・保育の場で十分な実践的指導力を発揮でき、多様な文化背景をもった人々と協働しつつ、主体的に地域に貢献できる資質・能力を育成する。</p>

別表第2

基盤教育科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. KBUアイデンティティ科目)				必修5単位	
仏教入門	2				
大学入門	2				
地域入門	1				
(2. リテラシー科目)				総合社会学科、臨床心理学科、こども教育学科は必修科目を含む9単位以上、実践社会学科はアカデミックスキル基礎を除いた必修科目を含む8単位以上	
アカデミックスキル基礎	1				※1
論文作成のためのライティング			1		※1
数理・データサイエンス基礎	2				
数理・データサイエンス演習	2				
社会に活かす統計学			2		
英語コミュニケーションⅠ	1				
英語コミュニケーションⅡ	1				
英語リーディングⅠ	1				
英語リーディングⅡ	1				
日本手話Ⅰ			1		※1
日本手話Ⅱ			1		※1
(3. 教養科目)				総合社会学科、臨床心理学科、こども教育学科は6単位以上、実践社会学科は4単位以上	
(3-1. ともいきを人間の心と体から考える科目群)					
仏教学			2		
浄土学			2		
宗教学			2		
哲学			2		
倫理学			2		
健康科学			2		
生涯スポーツ			2		
スポーツ実技			1		
(3-2. ともいきを社会の生活と環境から考える科目群)					
環境論			2		
京都の文化と歴史			2		
芸術論			2		
生活学			2		
人権論			2		
日本国憲法			2		
社会科学論			2		
社会福祉			2		
(3-3. ともいきをグローバルの視点から考える科目群)					
グローバル社会と文化			2		
総合英語A			1		
総合英語B			1		
総合英語C			1		
総合英語D			1		
総合英語E			1		
初級中国語Ⅰ			1		
初級中国語Ⅱ			1		
中級中国語			1		
初級韓国語Ⅰ			1		
初級韓国語Ⅱ			1		
中級韓国語			1		
(4. キャリア科目)				総合社会学科、臨床心理学科は4単位以上、こども教育学科、実践社会学科は要件なし	
(4-1. キャリア形成支援科目群)					
大学生活とキャリア			2		
リフレクションとキャリア			2		
就職活動とキャリア			2		
職業生活とキャリア			2		
ともいきとキャリア			2		
(4-2. キャリア実践科目群)					
地域ボランティア演習A			2		※1

地域ボランティア演習B			1	※1
プロジェクト科目 IA			2	
プロジェクト科目 IB			2	
プロジェクト科目 II			2	
地域インターンシップ事前指導			1	
地域インターンシップ			1	
海外インターンシップ事前指導			1	
海外インターンシップ			1	
インターンシップ			2	

※1 総合社会学部実践社会学科では開講しない

総合社会学部 総合社会学科 専門科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. 専門基礎科目)				必修2単位を含め、8単位以上	
(1-1. 概論科目)					
総合社会学入門	2				
メディア研究概論			2		
社会心理学概論			2		
経済学概論			2		
経営学概論			2		
法学概論			2		
社会学概論			2		
文化人類学			2		
国際地域研究概論			2		
観光学概論			2		
地域デザイン概論			2		
現代史			2		
系統地理学			2		
(1-2. スキル科目)				4単位以上	
データ分析入門			2		
メディアリテラシー			2		
フィールド調査法			2		
地域調査法			2		
社会調査入門			2		
(2. 専門基幹科目)				12単位以上	
(2-1. 経済・経営分野)					
日本経済論			2		
ミクロ経済学			2		
マクロ経済学			2		
簿記論			2		
経営組織論			2		
経営戦略論			2		
マーケティング基礎			2		
(2-2. メディア・社会心理分野)					
メディア研究法			2		
マスメディア論			2		
メディア史			2		
文化社会学			2		
コミュニケーションの心理			2		
社会心理学研究法			2		
認知科学			2		
組織心理学			2		
人間行動学			2		
(2-3. 公共政策分野)					
日本政治論			2		
政策過程論			2		
民法 I			2		
民法 II			2		
国際関係論			2		
行政学			2		
公共哲学			2		

地方自治と政策			2	
(3-4. 国際文化分野)				
日本語の歴史と方言			1	
日本史総論			2	
外国史総論			2	
国際教育論			2	
国際コミュニケーション論			2	
東アジアポップカルチャー論			2	
文化交流実践A			2	
文化交流実践B			2	
音声学			1	
(3-5. 観光・地域デザイン分野)				
現代観光論			2	
観光政策論			2	
観光デザイン論			2	
観光コミュニケーション論			2	
都市と観光の社会学			2	
サービス・ホスピタリティ論			2	
世界遺産論			2	
地域資源マネジメント論			2	
スポーツと地域			2	
福祉と地域デザイン			2	
京都の暮らしと地域デザイン			2	
音楽と癒し			2	
京都ツーリズム論			2	
観光外国語			2	
(4. 基幹演習科目)				必修18単位
初年次演習 (総合社会)	2			
総合社会学基礎演習	2			
総合社会学専門演習	2			
総合社会学研究 I	2			
総合社会学研究 II	2			
総合社会学研究 III	2			
卒業研究 I	2			
卒業研究 II	2			
卒業論文	2			
(5. 実習・表現・発信科目)				2単位以上
総合社会学実習A I			2	
総合社会学実習A II			2	
総合社会学実習B			2	
総合社会学実習C			2	
総合社会学実習D			2	
総合社会学実習E			2	
総合社会学実習F			2	
表現・発信系演習1			2	
表現・発信系演習2			2	
表現・発信系演習3			2	
表現・発信系演習4			2	
表現・発信系演習5			2	
表現・発信系演習6			2	
(6. キャリア構築科目)				必修1単位を含め、2単位以上
総合社会学とキャリア構築	1			
社会に活かす大学での学び			1	
地域の業界・企業研究			1	
エクスターンシップ実習			2	
(7. キャリア関連科目)				
実用簿記論 I			2	
実用簿記論 II			2	
秘書実務論			2	
旅行業論 I			2	
旅行業論 II			2	
旅行実務論 I			2	

旅行実務論Ⅱ			2	
公務員プログラム講義Ⅰ			2	
公務員プログラム講義Ⅱ			2	
公務員プログラム講義Ⅲ			2	
地域公共政策士総合演習A			1	
地域公共政策士総合演習B			1	
地域公共政策士総合演習C			1	
グローバル人材PBL演習			2	

総合社会学部 資格関連科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. 教職に関する科目)					
教職概論			2		
教育学概論			2		
教育社会学			2		
同和教育論			2		
特別支援教育概論(中・高)			1		
カリキュラム論			2		
中等社会科教育法			2		
小中社会科教育法			2		
社会科・公民科教育法			2		
社会科・公民科授業実践論			2		
授業研究(社会・公民)			2		
道德教育指導論			2		
総合的な学習の時間の指導法(中・高)			1		
特別活動論			2		
教育方法・技術論(情報通信技術の活用含む)			2		
生徒・進路指導論			2		
教育相談			2		
教育実習指導			2		
教育実習A			2		
教育実習B			4		
教職実践演習(中・高)			2		
介護等体験特講			1		
(2. 博物館学に関する科目)					
生涯学習概論			2		
博物館概論			2		
博物館経営論			2		
博物館資料論			2		
博物館資料保存論			2		
博物館展示論			2		
博物館情報・メディア論			2		
博物館教育論			2		
博物館実習A			1		
博物館実習B			1		
博物館実習C			1		
(3. 社会調査士資格に関する科目)					
社会調査方法論			2		
量的調査法			2		
(4. 日本文化・日本語教師養成プログラムに関する科目)					
日本語をまなぶ／おしえる			1		
日本語教授法			2		
日本語教育実習			2		

総合社会学部 実践社会学科 専門科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. 基礎講義科目)					
社会学入門	2			必修12単位	
経営学入門	2				
社会調査入門	2				
会計論	2				

地域社会学	2			
マーケティング基礎	2			
(2. 実践講義科目)				20単位以上
行動経済学		2		
社会調査方法論		2		
簿記論		2		
地域開発論		2		
地域の経済と産業		2		
人材マネジメント論		2		
マーケティング論		2		
アートプロジェクト論		2		
イベント企画論		2		
民俗文化論		2		
経営組織論		2		
アントレプレナーシップ研究		2		
ビジネスプランニング		2		
起業論		2		
政策過程論		2		
SDGsと環境		2		
地域の歴史と環境		2		
フードシステム		2		
ダイバーシティ		2		
(3. 関連講義科目)				10単位以上
現代史		2		
メディアリテラシー		2		
日本経済論		2		
消費行動の心理		2		
家族・ジェンダー論		2		
グローバリゼーション論		2		
行政学		2		
観光ビジネス論		2		
メディア研究概論		2		
公共経済学		2		
ネットワーク論		2		
観光学概論		2		
地域デザイン概論		2		
経済学概論		2		
(4. 基礎演習科目)				必修34単位
アカデミックスキル演習	2			
キャリア基礎ゼミ	2			
キャリアゼミⅠ	2			
キャリアゼミⅡ	2			
キャリアゼミⅢ	2			
キャリアゼミⅣ	2			
ラボ入門	2			
プロジェクト入門	2			
セルフ・プロデュース	1			
プロジェクト・オーディション	1			
プロジェクト演習Ⅰ	4			
プロジェクト演習Ⅱ	4			
プロジェクト演習Ⅲ	4			
プロジェクト演習Ⅳ	4			
(5. 発展演習科目)				必修科目を含む8単位以上
プロジェクトアシスタント (PA) 演習Ⅰ			2	
プロジェクトアシスタント (PA) 演習Ⅱ			2	
ともいきプロジェクト演習Ⅰ	4			
ともいきプロジェクト演習Ⅱ	4			
(6. プロジェクト・スキル科目)				10単位以上、履修方法は別に定める
つくるラボ演習Ⅰ			2	
つくるラボ演習ⅡA			2	
つくるラボ演習ⅡB			2	
つくるラボ演習Ⅲ (オープンラボ)			2	

みせるラボ演習 I			2	
みせるラボ演習 II A			2	
みせるラボ演習 II B			2	
みせるラボ演習 III (オープンラボ)			2	
しらべるラボ演習 I			2	
しらべるラボ演習 II A			2	
しらべるラボ演習 II B			2	
しらべるラボ演習 III (オープンラボ)			2	
つなぐラボ演習 I			2	
つなぐラボ演習 II A			2	
つなぐラボ演習 II B			2	
つなぐラボ演習 III (オープンラボ)			2	
あきなうラボ演習 I			2	
あきなうラボ演習 II A			2	
あきなうラボ演習 II B			2	
あきなうラボ演習 III (オープンラボ)			2	
ひらめくラボ演習 I			2	
ひらめくラボ演習 II A			2	
ひらめくラボ演習 II B			2	
ひらめくラボ演習 III (オープンラボ)			2	

臨床心理学部 臨床心理学科 専門科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. 基幹演習科目群)				必修18単位以上	
初年次演習 (臨床)	2				
コミュニケーションスキル演習	2				
臨床心理学基礎演習	2				
臨床心理学演習	2				
臨床心理学研究法演習 I	2				
臨床心理学研究法演習 II	2				
臨床心理学総合演習 I	2				
臨床心理学総合演習 II	2				
臨床心理学専門演習			2		
卒業論文	2				
(2. 専門コミュニケーション科目群)				4単位以上	
臨床コミュニケーション論			2		
臨床心理学実践演習(カウンセリング1)			1		
臨床心理学実践演習(カウンセリング2)			1		
臨床心理学実践演習(カウンセリング3)			1		
臨床心理学実践演習(カウンセリング4)			1		
臨床心理学実践演習(芸術療法1)			1		
臨床心理学実践演習(芸術療法2)			1		
臨床心理学実践演習(芸術療法3)			1		
臨床心理学実践演習(箱庭療法1)			1		
臨床心理学実践演習(箱庭療法2)			1		
臨床心理学実践演習(箱庭療法3)			1		
臨床心理学実践演習(箱庭療法4)			1		
臨床心理学実践演習(夢分析1)			1		
臨床心理学実践演習(夢分析2)			1		
臨床心理学実践演習(夢分析3)			1		
臨床心理学実践演習(フォーカシング)			1		
臨床心理学実践演習(マインドフルネス)			1		
臨床心理学実践演習(ボディワーク)			1		
臨床心理学実践演習(ダンス/ムーブメントセラピー)			1		
臨床心理学実践演習(グループアプローチ1)			1		
臨床心理学実践演習(グループアプローチ2)			1		
臨床心理学実践演習(グループアプローチ3)			1		
臨床心理学実践演習(精神科診断学)			1		
心理演習			2		
心理実習A			1		
心理実習B			1		

外国書講読Ⅰ			2
外国書講読Ⅱ			2
臨床心理学とキャリア構築			1
社会に活かす臨床心理学			1
心理臨床面接演習			2
(3. 専門科目群(心理学科目))			
心理学概論			2
知覚・認知心理学			2
学習・言語心理学			2
感情・人格心理学			2
神経・生理心理学			2
発達心理学			2
教育心理学			2
社会心理学			2
心理学統計法			2
心理学研究法			2
(4. 専門科目群(心理学実験査定科目))			
心理学実験入門			2
心理的アセスメント入門			2
心理学実験			2
心理的アセスメント			2
(5. 専門科目群(臨床心理学科目))			
臨床心理学概論	2		
物語と臨床心理学			2
宗教と臨床心理学			2
カウンセリング心理学			2
心理療法学			2
日本の心理療法			2
芸術療法			2
深層臨床心理学			2
精神分析学			2
ユング心理学			2
トランスパーソナル心理学			2
子ども学			2
発達臨床学			2
青年の心理と行動			2
社会・集団・家族心理学			2
コミュニティ心理学			2
教育・学校心理学			2
セクシュアリティと心理臨床			2
健康・医療心理学			2
精神疾患とその治療Ⅰ			2
精神疾患とその治療Ⅱ			2
現代の精神保健の課題と支援A			2
現代の精神保健の課題と支援B			2
福祉心理学			2
障害者・障害児心理学			2
司法・犯罪心理学			2
対人社会心理学			2
産業・組織心理学			2
公認心理師の職責			2
心理学的支援法			2
関係行政論			2
人体の構造と機能及び疾病			2
(6. 専門科目群(精神保健福祉科目))			
ソーシャルワークの基盤と専門職			2
精神障害リハビリテーション論			2
ソーシャルワークの理論と方法A			2
ソーシャルワークの理論と方法B			2
ソーシャルワークの理論と方法(専門)A			2
ソーシャルワークの理論と方法(専門)B			2
精神保健福祉の原理A			2

必修2単位を含む34単位以上

精神保健福祉の原理B			2	
精神保健福祉制度論			2	
社会保障A			2	
社会保障B			2	
権利擁護を支える法制度			2	
障害者福祉			2	
地域福祉と包括的支援体制A			2	
地域福祉と包括的支援体制B			2	
臨床福祉実習A			1	
臨床福祉実習B			1	
(7. 専門科目群 (社会科学系科目))				4単位以上
社会学概説			2	
法学概説			2	
政治学総論			2	
経済学概説			2	
国際法総論			2	
社会福祉原論A			2	
社会福祉原論B			2	
社会福祉調査の基礎			2	
刑事司法と福祉			2	

臨床心理学部 臨床心理学科 資格関連科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. 教職に関する科目)					
教職概論			2		
教育学概論			2		
教育社会学			2		
同和教育論			2		
特別支援教育概論 (中・高)			1		
カリキュラム論			2		
中等社会科教育法			2		
社会科・公民科教育法			2		
社会科・公民科授業実践論			2		
授業研究(社会・公民)			2		
総合的な学習の時間の指導法(中・高)			1		
特別活動論			2		
教育方法・技術論(情報通信技術の活用含む)			2		
生徒・進路指導論			2		
教育相談			2		
教育実習指導			2		
教育実習A			2		
教育実習B			4		
教職実践演習(中・高)			2		
(2. 精神保健福祉士に関する科目)					
ソーシャルワーク演習			2		
ソーシャルワーク演習(専門) IA			2		
ソーシャルワーク演習(専門) IB			1		
ソーシャルワーク演習(専門) IIA			2		
ソーシャルワーク演習(専門) IIB			1		
ソーシャルワーク実習指導 IA			2		
ソーシャルワーク実習指導 IB			1		
ソーシャルワーク実習指導 IIA			2		
ソーシャルワーク実習指導 IIB			1		
ソーシャルワーク実習 I			3		
ソーシャルワーク実習 II			2		

こども教育学部 こども教育学科 専門科目

授業科目の名称等	単位数			修得すべき単位数等	備考
	必修	選必	選択		
(1. 専門基幹科目群基幹講義科目)				必修19単位を含む19単位以上	
教育・保育のための子ども学	2				
教育学概論	2				

心身の発達と学習過程	2			
教職入門	2			
教職概論			2	
教育社会学	2			
回和教育論			2	
教育課程論	2			
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）	2			
教育相談	2			
特別支援教育概論	1			
発達障害への支援	2			
(2. 専門基幹科目群基幹演習科目)				必修16単位
初年次演習（こども）	2			
こども教育基礎演習	2			
こども教育演習Ⅰ	2			
こども教育演習Ⅱ	2			
こども教育探究Ⅰ	2			
こども教育探究Ⅱ	2			
こども教育研究Ⅰ	1			
こども教育研究Ⅱ	1			
卒業論文	2			
(3. 専門基幹科目群基幹実践科目)				4単位以上
学校インターンシップⅠ			1	
学校インターンシップⅡ			1	※1 ※3
学校インターンシップⅢ			1	
学校インターンシップⅣ			1	
学校インターンシップⅤ			1	
学校インターンシップⅥ			1	
学校インターンシップⅦ			1	
介護等体験特講			1	※1 ※3
教育実習事前事後指導（小）			1	
教育実習（小）			4	
教育実習指導（中高英語）			2	
教育実習A（高英語）			2	
教育実習B（中高英語）			4	
教職実践演習（小）			2	※1 ※3
教職実践演習（中高）			2	
遊びと育ち実践演習			2	※2
保育インターンシップ			1	
教育実習事前事後指導（幼）			1	
教育実習（幼）			4	
保育・教職実践演習（幼）			2	※2
(4. 発展科目群グローバル科目)				必修2単位含む4単位以上
異文化理解	2			
海外教育エクスターンシップ			1	
グローバル社会とこども			1	
多文化共生と遊び			1	
多文化共生と食育			1	
(5. 発展科目群臨床心理科目)				
教育・保育のための臨床心理学			2	
教育・保育のための心理学的支援の実際			1	
教育・保育のための心理学的査定と観察法			1	
実践保育カンファレンス			1	
(6. 専門職科目群初等・中等教育科目)				40単位以上
国語			2	※1 ※3
社会			2	※1 ※3
算数			2	※1 ※3
理科			2	※1 ※3
生活			2	※1 ※3
音楽			2	※1
図画工作			2	※1
家庭			2	※1
体育			2	※1

京都文教大学履修及び単位認定規程<令和6(2024)年4月1日改正版> (案)

(目的)

第1条 この規程は、京都文教大学学則(以下「学則」という。)第4章に基づき、その履修の方法及び単位認定について必要な事項を定める。

(学科目制)

第2条 本学は、その教育研究上の目的を達成するため学科目制を設け、それに必要な教員を置くものとする。

(転学部、転学科)

第3条 転学部、転学科は原則として認めない。ただしやむを得ない事情がある場合は、教授会の審議を経て、学長がその認否を決定する。

(受講)

第4条 講義(演習・実験・実習及び実技を含む)は、その開講期間によって、次の2種類とする。

(1) 春学期講義

(2) 秋学期講義

(授業科目の同時開講)

第5条 授業科目のうち基盤教育科目及び専門科目等の一部について、同一時間帯に開講することがある。

2 同時開講科目は、時間割の発表をもって行う。

(履修人数の制限)

第6条 授業科目によっては、クラス指定又は受講者を制限することがある。

2 この学科目については、別に指定する。

(授業時間)

第7条 授業時間は、下表のとおりとする。

時 限	第1時 限	中 休 み	第2時 限	昼 休 み	第3時 限	中 休 み	第4時 限	中 休 み	第5時 限	中 休 み	第6時 限
時 間	9:00~ 10:30		10:40~ 12:10		13:00~ 14:30		14:40~ 16:10		16:20~ 17:50		18:00~ 19:30

2 授業時間形態は原則として90分で行う。

3 集中講義期間の授業時間割については、別途指定して掲示する。

(履修登録単位数の制限)

第8条 各学期の履修登録総単位数の取り扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 1~4年次における各学期の履修登録単位数は原則として24単位を超えることはできない。ただし、通算GPA3.0以上の者は各学期26単位まで履修できることとする。

(2) 基盤教育科目若しくは専門科目に属さない資格関連科目及び他大学等との協定による科目は履修登録単位数の制限外とする。

(履修の手続と登録)

第9条 授業科目を履修するためには履修計画をたて、次の各号に留意して所定の手続を行うものとする。

(1) 当該学期等に履修しようとする授業科目は、指定された期間・日時に登録しなけ

ればならない。指定された期間・日時に登録しなかった者は、各科目の履修登録を放棄したものとみなす。

- (2) 一旦単位を認定された学科目は、再度履修登録できない。
- (3) 同一時限に2科目以上の登録を行うことはできない。なお、同一時限に2科目以上の登録を行った場合は、当該科目の登録を無効とする。ただし、特別に定めた科目は除く。
- (4) 本人以外による登録は認めない。
- (5) 定められた登録期間・日時に、病気又は事故などにより登録できない場合は、教務課に「履修登録延期願」を提出し、登録延期の許可を受けなければならない。延期の理由が終わり次第、直ちに登録手続きを完了しなければならない。延期できる期限は各学期の登録科目辞退期間最終日までとする。
- (6) 履修人数を制限している学科目は、日時を別に指定して登録させることができる。
- (7) 履修登録完了日以降の追加・変更等は、原則としてこれを認めない。

(基盤教育科目の履修方法)

第10条 基盤教育科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 総合社会学部総合社会学科にあっては、基盤教育科目の中から、必修14単位(学則別表第2)を含めて合計24単位以上修得するものとする。
- (2) 総合社会学部実践社会学科にあっては、基盤教育科目の中から、必修13単位(学則別表第2)を含めて合計17単位以上修得するものとする。
- (3) 臨床心理学部臨床心理学科にあっては、基盤教育科目の中から、必修14単位(学則別表第2)を含めて合計24単位以上修得するものとする。
- (4) こども教育学部こども教育学科にあっては、基盤教育科目の中から、必修14単位(学則別表第2)を含めて合計20単位以上修得するものとする。

(専門科目の履修方法)

第11条 専門科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 総合社会学部総合社会学科にあっては、専門科目の中から、必修21単位(学則別表第2)を含めて合計66単位以上修得するものとする。
- (2) 総合社会学部実践社会学科にあっては、専門科目の中から、必修54単位(学則別表第2)を含めて合計94単位以上修得するものとする。ただし、専門科目のうち、プロジェクト・スキル科目の履修方法は以下とする。

- ① プロジェクト・スキル科目のうち、以下アからカのいずれかの組み合わせによる6単位の履修を必修とする。

ア：「つくるラボ演習Ⅰ」「つくるラボ演習ⅡA」「つくるラボ演習ⅡB」

イ：「みせるラボ演習Ⅰ」「みせるラボ演習ⅡA」「みせるラボ演習ⅡB」

ウ：「しらべるラボ演習Ⅰ」「しらべるラボ演習ⅡA」「しらべるラボ演習ⅡB」

エ：「つなぐラボ演習Ⅰ」「つなぐラボ演習ⅡA」「つなぐラボ演習ⅡB」

オ：「あきなうラボ演習Ⅰ」「あきなうラボ演習ⅡA」「あきなうラボ演習ⅡB」

カ：「ひらめくラボ演習Ⅰ」「ひらめくラボ演習ⅡA」「ひらめくラボ演習ⅡB」

- ② プロジェクト・スキル科目のうち以下の科目の履修にあたっては、次の履修要件を設ける。

「つくるラボ演習Ⅲ(オープンラボ)」：上記アの組み合わせによる6単位を修得し

ていること

「みせるラボ演習Ⅲ（オープンラボ）」：上記イの組み合わせによる6単位を修得していること

「しらべるラボ演習Ⅲ（オープンラボ）」：上記ウの組み合わせによる6単位を修得していること

「つなぐラボ演習Ⅲ（オープンラボ）」：上記エの組み合わせによる6単位を修得していること

「あきなうラボ演習Ⅲ（オープンラボ）」：上記オの組み合わせによる6単位を修得していること

「ひらめくラボ演習Ⅲ（オープンラボ）」：上記カの組み合わせによる6単位を修得していること

(3) 臨床心理学部臨床心理学科にあっては、専門科目の中から、必修20単位(学則別表第2)を含めて合計60単位以上修得するものとする。

(4) こども教育学部こども教育学科にあっては、以下要件を両方とも満たす履修とする。

① 専門科目の中から必修35単位(学則別表第2)を含めて合計83単位以上修得するものとする。

② 小学校教育コース、小中英語教育コース又は幼児教育コースいずれかの履修コースを選択し、それぞれの履修コースで定める必修科目を全て修得するものとする。

(自由科目の履修方法)

第12条 自由科目の履修方法は、次のとおりとする。自由科目とは、同項第1号及び第2号において履修する科目をいう。

(1) 総合社会学部、臨床心理学部、こども教育学部の全科目中より修得するものとし、総合社会学部総合社会学科においては34単位以上、総合社会学部実践社会学科においては13単位以上、臨床心理学部臨床心理学科においては40単位以上、こども教育学部こども教育学科においては21単位以上修得するものとする。

(2) 同項第1号に他大学等との協定による科目を含めることができるものとする。

(3) 同項第1号及び第2号による科目の履修登録方法は別に指示する。

(段階制を設ける科目)

第13条 本学が指定する科目は、段階制を採用するものとする。

2 前項の科目は、別に定める。

(段階制を設けた科目の履修方法)

第14条 段階制を設けた科目の履修方法は、次の各号によるものとする。

(1) 原則として、開講年次のうち下級年次の科目から順次修得するものとする。

(2) 原則として、下級年次の科目を修得しなければ、上級年次の科目の履修は認められない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第15条 在学中に、次の各号に掲げる他大学等において修得した単位は、30単位を限度として本学において履修したものとして認定することができる。

(1) 本学との協議に基づく他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において修得した単位

(2) 短期大学又は高等専門学校(専攻科)における学修

- (3) 大学の専攻科における学修
- (4) その他文部科学大臣が別に定める学修

2 単位の認定は、次により行うものとする。

- (1) 単位の認定を希望する者は、指定された期間・日時に「単位認定申請書」に単位取得証明書を添えて、学部長に願出するものとする。
- (2) 学部長は、教育上有益と認めるときは、教授会の審議を経て単位の認定を行い、「単位認定書」を交付するものとする。
- (3) 「単位認定書」に記載した科目は、学籍簿に認定と表示する。ただし、前項第1号で履修した科目については、第24条に基づいて成績を表示する。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 本学に入学を許可された者が、入学前に次の各号に掲げる学修により修得した単位は、学則第29条及び第30条に規定する編入学、再入学、転入学の場合を除き、30単位を限度として、本学において修得したものとして認定することができる。また、認定方法等は別に定める。

- (1) 大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)
- (2) 短期大学又は高等専門学校(専攻科)における学修
- (3) 大学の専攻科における学修
- (4) その他文部科学大臣が別に定める学修

2 単位の認定については、前条第2項の規定を準用する。

3 編入学生等の単位認定については別に定める。

(単位の修得)

第17条 科目に対する単位を修得するためには、次に掲げるすべての条件を満たしていなければならない。

- (1) 履修登録が正規に行われていること。
- (2) 出席常であること。
- (3) 試験を受けて合格すること。

(単位認定試験)

第18条 本学における単位認定試験は次のとおりとする。

- (1) 定期試験……各学期に履修した科目については当該学期末に行う。
- (2) 追試験……やむを得ない事由により受験することができなかった者について行う。
- (3) 再試験……卒業の年次に限り評価が不可となった者について行う。ただし、その期に履修登録を完了した科目に限定する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない科目
- (2) 所定の授業料及び教育充実費を未納の者
- (3) 休学・停学等により受講していない科目
- (4) 科目担当者により受験差し止めの指示のあった者
- (5) 試験開始後20分を超える遅刻をした者

3 前項において特別の事由がある者は、教授会の審議を経て、学長が受験を認めることがある。

(定期試験の時間割)

第 19 条 定期試験についての時間割は、試験日初日の一週間前までに掲示により発表するものとする。

(受験心得)

第 20 条 受験に際しては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 試験場では、監督者の指示に従うこと。
- (2) 学生証を机上の指定された場所に提示すること。
- (3) 許可された物以外は試験場に持ち込まないこと。

(追試験)

第 21 条 追試験は定期試験を受けることができなかった者で、次の各号のいずれかに該当する場合、本人の願い出によって行う。

- (1) 疾病の場合
 - (2) 企業等の実施する就職試験の場合
 - (3) 不慮の事故又は災害による場合
 - (4) 交通機関の延着による場合
 - (5) その他正当と認められる理由がある場合
- 2 前項の受験を希望する場合は、当該試験終了後指定された期間・日時に「追試験願」に所定事項を記載し、教務課に提出するものとする。
 - 3 追試験の期日等については、別に指定する。
 - 4 大学が指定した追試験期日に受験しなかった場合は、理由のいかんにかかわらず受験資格を失う。
 - 5 追試験はその費用を徴収しない。
 - 6 他大学等との協定による科目については、これを認めない。

(再試験)

第 22 条 再試験は評価が不可となった者で、次の各号の要件を満たした場合に行うことができる。

- (1) 対象は卒業年次の学生であること。
 - (2) 当該学期において履修登録が完了している科目であること。
- 2 前項の受験を希望する場合は指定された期間・日時に、「再試験願」に所定事項を記載し、教務課に提出するものとする。
 - 3 再試験の科目は、各学期 3 科目以内とする。
 - 4 再試験の期日等については、別に指定する。
 - 5 大学が指定した再試験期日に受験しなかった場合は、理由のいかんにかかわらず受験資格を失う。
 - 6 再試験の費用は、別に定める。
 - 7 他大学等との協定による科目については、これを認めない。

(不正行為)

第 23 条 不正行為の扱いについては、別途京都文教大学試験不正行為取扱規程に定める。

(試験の評価)

第 24 条 授業科目の試験の評価は 100 点満点とする。

- 2 評価の段階は 90 点以上を秀、80 点以上 89 点以下を優、70 点以上 79 点以下を良、60

点以上 69 点以下を可、59 点以下を不可、科目担当者より「授業を放棄した」とみなされた場合は放棄とする。

(卒業論文)

第 25 条 卒業論文は次の要領で科目担当者に提出し、審査を得なければならない。

- (1) 本学が指定する期間内に、「卒業論文題目届」を科目担当者に提出するものとする。
- (2) 卒業論文は本学が指定する期間内に、指定の書式により製本のうえ、教務課をとおして科目担当者に提出するものとする。
- (3) 論文審査は、本学が指定する期間内に学科単位で実施するものとする。その方法等は別に指示して掲示する。

(改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、教授会及び大学運営会議の審議を経て、学長の決裁により行う。

附 則

この規程は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 9 年 4 月 1 日改正

平成 10 年 4 月 1 日改正(第 24 条)

平成 13 年 4 月 1 日改正

平成 15 年 4 月 1 日改正(第 12 条・第 16 条)

ただし、平成 14 年度以前の入学生及び平成 16 年度以前の編入学生については、旧規程を適用する。

平成 16 年 4 月 1 日改正(第 4 条・第 8 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条改正・第 13 条削除・第 14 条～第 20 条条変更・第 21 条改正・第 22 条～第 25 条条変更)

ただし、平成 15 年度以前の入学生及び平成 17 年度以前の編入学生については、旧規程を適用する。なお、文化人類学科の平成 12 年度から平成 14 年度の入学生、平成 14 年度から平成 16 年度の編入学生及び臨床心理学科の平成 12 年度から平成 15 年度の入学生、平成 14 年度から平成 17 年度の編入学生の専門科目及び自由科目の履修方法については別に定める。

平成 17 年 4 月 1 日改正(第 9 条・第 12 条)

平成 20 年 4 月 1 日改正(第 3 条・第 5 条・第 7 条～第 12 条・第 15 条～第 16 条・第 24 条改正)

ただし、平成 19 年度以前の間人学部文化人類学科入学生並びに人間学部現代社会学科入学生、平成 21 年度以前の間人学部文化人類学科編入学生並びに人間学部現代社会学科編入学生については旧規程の第 11 条、第 12 条を適用する。

平成 21 年 4 月 1 日改正(第 10 条・第 23 条・第 24 条)

ただし、平成 20 年度以前の入学生及び平成 22 年度以前の編入学生については第 24 条を除いて旧規程を適用する。

平成 23 年 4 月 1 日改正(第 9 条・第 18 条・第 21 条改正、第 23 条追加、第 24 条～第 26 条条変更)

平成 24 年 4 月 1 日改正(第 11 条・第 12 条・第 16 条・第 26 条)

ただし、平成 23 年度以前入学生並びに平成 25 年度以前編入学生については学部名称

の変更を除き旧規程の第 11 条及び第 12 条を適用する。

平成 25 年 4 月 1 日改正(第 8 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条)

ただし、平成 23 年度以前の入学生及び平成 21 年度以前の編入学生については旧規程を適用する。

平成 26 年 4 月 1 日改正(第 15 条)

平成 27 年 4 月 1 日改正(第 3 条・第 15 条・第 18 条・第 26 条)

平成 28 年 4 月 1 日改正(第 11 条)

平成 29 年 4 月 1 日改正(第 4 条・第 8 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条)

ただし、平成 28 年度以前の入学生及び編入学生については旧規程を適用する。なお、第 4 条・10 条・11 条・12 条については平成 31 年度以降の編入学生より適用する。

平成 30 年 4 月 1 日改正(第 1 条・第 11 条・第 12 条・第 15 条・第 16 条)

ただし、平成 29 年度以前の入学生及び平成 31 年度以前の編入学生については旧規程を適用する。

平成 31 年 4 月 1 日改正(第 11 条)

ただし、平成 30 年度以前の入学生及び令和 2 年度以前の編入学生については旧規程を適用する。

令和 2 年 4 月 1 日改正(第 5 条・第 8 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条・第 16 条・第 18 条・第 22 条・第 23 条・第 24 条)

ただし、第 5 条・第 8 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条・第 16 条について、平成 31 年度以前の入学生及び令和 3 年度以前の編入学生は旧規程を適用する。

令和 4 年 4 月 1 日改正(第 11 条・第 12 条)

ただし、令和 3 年度以前の入学生及び令和 5 年度以前の編入学生は旧規程を適用する。

令和 5 年 4 月 1 日改正(第 11 条・第 12 条)

ただし、本改正は令和 2 年 4 月 1 日のこども教育学部開設時に遡及して当該学科の修得すべき単位数を修正するものである。

令和 6 年 4 月 1 日改正(第 11 条・第 12 条)

ただし、令和 5 年度以前の入学生及び令和 7 年度以前の編入学生は旧規程を適用する。